

台風 16 号による高潮及び大雨による災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）の申込み受付について

このことについて、下記のとおり緊急採用及び応急採用の申込みを受け付けます。

記

- 1.対象者：下記の地域で罹災し、被害を被った世帯の学生。または、下記の地域に勤務し、勤務先が罹災した世帯の学生で、同等の被害を被ったもの。
なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域についても、災害救助法適用地域に準じて取り扱うこととします。

<災害救助法適用地域>

香川県高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、木田郡庵治町、香川郡直島町、仲多度郡多度津町、坂出市、観音寺市、小豆郡内海町、小豆郡土庄町、木田郡牟礼町、三豊郡詫間町

宮崎県東諸県郡高岡町、東臼杵郡椎葉村、愛媛県大洲市、岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、和気郡日生町、邑久郡牛窓町、邑久郡邑久町、浅口郡寄島町、備前市

2.奨学金貸与始期

- 緊急採用（第一種奨学金）：平成16年8月以降で申込者が希望する月から。
- 応急採用（第二種奨学金）：平成16年4月以降で申込者が希望する月から。

3.奨学金貸与終期

- 緊急採用（第一種奨学金）：平成17年3月まで。ただし、この被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合は、平成16年度末までに「緊急採用奨学金継続願」を提出すれば翌年度末（平成18年3月）まで貸与を継続することができます。
- 応急採用（第二種奨学金）：標準修業年限の終了月まで。

注) 1 申込みは①大学へ必要書類を提出した後、②インターネットを通じて直接日本学生支援機構に申込みをすることになっています。

注) 2 申込書は学生部厚生課奨学第二係にあります。なお、申告にあたっては被災の証拠書類（例えば「被災（罹災）証明書の写し」）が必要です。詳細は係までお問い合わせください。

学 生 部 厚 生 課
平成16年 9 月 8日